(趣 旨)

第1条 この要領は、岐阜県公共建築課が発注する営繕工事のうち、主任又は監理技術者 及び現場代理人の週休2日を確保するモデル工事(以下「週休2日制モデル工事」とい う。)を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日制モデル工事は、公共建築課が発注する工事のうち、適用が可能であり、 課長が必要と認めた工事を対象とする。

また、上記以外の工事において、契約後、工事着手までの間に受注者から申し入れ等があった場合は、受発注者の協議によりモデル工事として適用できるものとする。

ただし、課長が週休2日制モデル工事になじまないと判断した工事は対象としない。 (用語等の定義)

- 第3条 週休2日制モデル工事における用語等は以下のとおり定義する。
 - (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所日又は現場休息 日を確保したと認められる状態をいう。
 - (2)「現場閉所日」とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された日を指す。(ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。現場休息日についても同様。)なお、現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、平日への振替や降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても含めるものとする。
 - (3) 「現場休息日」とは分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での 事務所作業を含めて1日を通して現場作業がない状態の日を指す。なお、降雨、降 雪等による予定外の現場休息日についても含めるものとする。
 - (4) 「対象期間」とは、「工事開始日(工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。)」から「工事完成日(完成届に記載のある完成した日)」までの期間から非対象期間を除いた期間を指す。
 - (5) 「非対象期間」とは、準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間(8/14~8/16)、 年末年始休暇6日間(12/29~1/3)、工場製作の期間、工事事故等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間のほか、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間を指す。
 - (6)「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事または工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。
 - (7) 「現場閉所率」とは、対象期間(非対象期間を除く)の日数を分母とし、対象期間における現場閉所日及び現場休息日の総日数を分子とした率を指す。(別紙「現場閉所率の出し方」を参考とすること。)

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において週休2日制モデル工事である旨を以下のとおり記載する。

入札公告への記載例 (一般競争入札の場合)

1 一般競争入札に付する工事

. . .

()本工事は、週休2日制モデルの試行工事です。詳細は「岐阜県公共建築課 発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

指名通知への記載(指名競争入札の場合)

15 その他

. . .

()本工事は、週休2日制モデルの試行工事です。詳細は「岐阜県公共建築課 発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

第○条 週休2日制モデル工事の試行

()本工事は、週休2日制モデルの試行工事です。詳細は「岐阜県公共建築課 発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照してください。

(実施方法等)

第5条 受注者は、週休2日制モデル工事を実施するにあたり、以下のとおり発注者へ報 告し、承諾を得ること。

なお、発注者は、受注者に対して可能な限り土曜日及び日曜日の施工となる指示等を 回避し、週休2日が確保できるよう受注者への協力に努めること。

(1) 受注者は、工事着手前に、対象期間において原則土曜日及び日曜日を休日とした 週休2日の工程表(任意様式)(以下「予定工程表」という。)を発注者に提出し、 承諾を得ること。

ただし、工期を延長した場合は、「予定工程表」を変更した「変更予定工程表」 (任意様式) を発注者に提出し、承諾を得ること。

- (2)受注者は、工事完成時に、「予定工程表」又は「変更予定工程表」の対象期間にお いて休日が確認できる「実施工程表」(任意様式)を発注者に提出し、承諾を得る こと。なお、発注者は受注者から休日を確認できる書類(工事日誌等)の提示を受 け、「実施工程表」を確認すること。
- (3)発注者は、上記(2)において、対象期間を分母とし、対象期間における休日の 総日数を分子とした現場閉所率を算出すること。
- 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じるなど週休2日制モデル工事の遂行 が困難となった場合は、発注者及び受注者との協議により週休2日制モデル工事の対象 外とすることができる。

(現場閉所率に応じた工事成績評定点の加減点)

- 第6条 第5条第1項(3)において算出した現場閉所率に応じて、以下のとおり工事成 績評定点の加減点を行うこととする。
 - (1) 現場閉所率が25.0%以上(4週7休以上)の場合は2点を加点する。
 - (2) 現場閉所率が 21.4%以上 25.0%未満(4週6休以上7休未満)の場合は1点を加 点する。
 - (3) 現場閉所率が 14.2%以上 21.4%未満 (4週4休以上4週6休未満) の場合は0点 とする。
 - (4) 現場閉所率が 14.2%未満 (4 週 4 休未満) の場合は 1 点を減点する。

(工事費の補正)

- 第7条 週休2日制モデル工事として発注するもの及び契約後に週休2日制モデル工事と したものについては、以下の①から③までの現場閉所(現場休息)の状況に応じた補 正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単 価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。
 - (1) 週休2日制モデル工事として発注するもの

4週8休以上の達成を前提とした下記①の補正係数を各経費に乗じ、当初予定価 格を算出する。

なお、現場閉所率を確認し、28.5%(4週8休)に満たないものは、請負代金額 のうち補正分を減額変更する。(下記②、③の補正は行わない。) (2) 契約後に週休2日制モデル工事としたもの

現場閉所率を確認し、下記①、②、③のいずれかに該当する場合は、それぞれの 補正係数を乗じた請負代金額を変更する。

【現場閉所率毎の労務費補正係数】

① 現場閉所率が 28.5%以上(4週8休以上)の場合

- 1.05
- ② 現場閉所率が 25.0%以上 28.5%未満 (4週7休以上8休未満) の場合 1.03
- ③ 現場閉所率が 21.4%以上 25.0%未満 (4週6休以上7休未満) の場合 1.01

(その他)

- 第8条 受注者は、発注者が週休2日制モデル工事に対するアンケートを行う場合は、回 答をすること。
- 受注者は、工事現場の見やすい位置に週休2日制モデル工事である旨を以下のとおり 掲示すること。

週休2日制モデル工事

この工事は、建築業界の就労環境の改善に取り組むため、原則、土曜日及び日曜日を現場の休工日としたモデル工事です。

発注者:岐阜県 公共建築課

受注者:○○建設(株)

3 この要領に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議により定めることができる。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。 附 則

第1条 この要領は、令和4年1月4日から施行する。

第2条 施行日前に入札手続を開始する工事については、なお従前の例による。

○現場閉所率の出し方

現場閉所率(%)

- = (対象期間(非対象期間を除く)における現場閉所日及び現場休息日の総日数 /対象期間(非対象期間を除く)の日数) × 100 (※小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。)
- ※「現場閉所日」とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が 閉所された状態の日を指す。(ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な 作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。現場休息日についても同様。)
- ※「現場休息日」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業がない状態の日を指す。
- ※「対象期間」とは、「工事開始日(工期の始期日または設計図書において規定する始期日)」から「工事完成日(完成届に記載のある完成した日)」までの期間から非対象期間を除いた期間を指す。

【非対象期間】

- (1)準備期間:工事開始日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材 の搬入または仮設工事が開始されるまでの期間)
- (2)後片付け期間:本体工事及び仮設工事完了後から工事完成日までの期間(事務手続、 後片付け等のみが残っている期間)
- (3) 夏季休暇 (3日間): 8/14 ~ 8/16
- (4) 年末年始休暇(6日間):12/29 ~ 1/3
- (5) 工場製作の期間
- (6) 工事事故等による不稼働期間
- (7) 天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間
- (8) 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ※(3)、(4)においては、地域の慣習若しくは会社規定による適用期日の変更を妨げない。 ただし、休暇期間は連続して確保すること。